


東日本大震災以後の備忘録ないしは切り抜き帳(その55)

[2017年5月16日(火)]

○今朝の東京新聞社説は『日本の平和主義 不戦が死文化しないか』と題する次の論説であった。以下に転載させて頂きたい。「自衛のための戦争なら何でも許される一、そう考えるのは誤りである。振り返れば、日本に限らず「自衛」の名を借りて、侵略戦争を引き起こしてきたからだ。1946年6月、新憲法制定の帝国議会における吉田茂首相の答弁を振り返ってみよう。〈近年の戦争は多く自衛権の名において戦われたのであります。満州事変しかり、大東亜(太平洋)戦争しかりであります。今日わが国に対する疑惑は、日本は好戦国である。いつ再軍備をなして復讐戦をして世界の平和を脅かさないとわからないということが、日本に対する大なる疑惑であり、また誤解であります〉だから、9条を定め、この誤解を正さねばならないという吉田の主張である。導き出されるのは、9条は自衛戦争も含めた一切の戦争と戦力を放棄したという、憲法の読み方である。もっとも主権国家である以上、自衛権をも否定するものではないと解されてきた。そして、政府は自衛のため必要最小限度の実力を保持することは憲法上認められるとしてきた。その実力組織こそが自衛隊だった。学問の上では違憲・合憲のやりとりは今も続くが、国民の生命や自由を守るための実力組織としての存在は、国民から支持を得ているのは間違いない。ところが、安倍晋三政権下で他国を守る集団的自衛権の行使の問題が起きた。歴代の内閣法制局長官が「憲法改正をしないと無理だ」と述べたのに、一内閣の閣議決定だけで押し通した。「憲法の破壊だ」と声が上がったほどだ。安全保障法制とともに「違憲」の疑いが持たれている。今までの個別的自衛権は自国を守るためであったし、自衛隊は「専守防衛」が任務であった。それなのに任務が“突然変異”してしまった。他国や同盟国の艦隊などを守る任務は明らかに9条の枠内から逸脱している。歴代の法制局長官もそう指摘してきた。安倍首相は9条1項、2項はそのまま残し、3項以降に自衛隊を書き込む改憲案を提唱している。もともと不意の侵入者に対する自衛権だったのではなかったか。もし米軍とともに他国まで出掛けていく自衛隊に変質していくのなら、9条の精神は死文化すると言わざるを得ない。平和憲法を粗末にすれば、「自衛」の名を借りた、自衛戦争をまた引き起こす恐れが出てくる。」

[2017年5月17日(水)]

○今朝も東京新聞社説は『日本の平和主義「改憲ありき」が透ける』と題する次の論説であった。「戦争放棄と戦力不保持を定めた憲法9条改正は、自民党結党以来の「悲願」ではある。しかし、安倍晋三首相の9条改正論は、内容にかかわらず、憲法の改正自体を目的とする姿勢が透けて見える。まずは、自民党の政権復帰直後のことを振り返りたい。安倍首相は2013年1月、本紙のインタビューに「憲法改正は衆参両院ともに3分の2の賛成があって初めて発議できる。極めて高いハードルだ。現実的アプローチとして、私は96条の改正条項を改正したい」と答えている。憲法改正がしやすいよう、発議要件を「2分の1」以上に緩和した上で、具体的な改正に取り組む段階論である。しかし「姑息な手段」などと猛反発に遭い、首相もその後、言及しなくなった。首相が次に持ち出したのは、大地震など自然災害や、武力攻撃を受けた場合に政治空白を避けるための「緊急事態条項」追加だ。衆参両院の憲法審査会では、その是非についても各党が見解を表明したり、参考人から意見を聞くなど、議論が続いている。しかし、自民党の改憲草案が緊急事態の際、内閣が法律と同じ効力の政令を制定できることや、一時的な私権制限を認める内容を盛り込んでいることもあり、議論が前進していないのが現状だ。そこで、首相がこの5月に持ち出したのが9条1、2項を残しつつ、3項を設けて自衛隊の存在を明記する新たな改憲論である。国防軍の創設を盛り込んだ党の改憲草案よりも穏健に見えるが、歴代内閣は自衛隊を合憲と位置付け、国民の多くも自衛隊の存在を認めている。わざわざ憲法に書き込む必然性は乏しい。一連の経緯を振り返ると、首相の改憲論からは、改正を必要とする切迫性が感じられない。あるのは首相在任中に憲法改正を成し遂げたいという「改憲ありき」の姿勢だ。東京五輪の2020年を改正憲法施行の年と期限を区切ったのも、自らの在任期間を念頭に置いたものだろう。そもそも憲法の改正は、多くの国民から求める声が湧き上がったときに初めて実現すべきものだ。憲法に縛られる立場にある行政の長が、この部分を変えてほしいと指定するのは、立憲主義はもちろん、憲法の尊重・擁護義務に反し、幅広い合意を目指す憲法審査会の努力をも踏みにじるものである。党総裁との使い分けも、正当な主張とはおよそ言えない。」 上記の主張には全く同感であり、追記すべきことはなにも見当たらない。

[2017年5月18日(木)]

○さらに今朝の東京新聞社説『日本の平和主義 見直すべきは安保法だ』も以下に転載させて頂く。「現行憲法に自衛隊を規定した項目はない。それでも東日本大震災があった翌年2012年の内閣府の世論調査で自衛隊に

「良い印象を持っている」と答えた国民は初めて9割を超えた。次に行われた2015年の調査でも9割を超え、各地の災害救援で献身的に働く隊員の姿が自衛隊の評価を押し上げている。本来任務の国防をみると「必要最小限の実力組織」（政府見解）とされながらも、毎年5兆円前後の防衛費が計上され、世界有数の軍事力を保有する。自衛隊は安全・安心を担う組織として広く国民の間に定着している。変化を求めているのは安倍晋三首相ではないのか。憲法解釈を一方的に変更して安全保障関連法を制定し、他国を武力で守る集団的自衛権行使を解禁したり、武力行使の一体化につながる他国軍への後方支援を拡大したり、と専守防衛の国是を踏み越えようとするからである。安倍政権は、自衛隊に安保法にもとづく初の米艦防護を命じた。北朝鮮からの攻撃を警戒する目的にもかかわらず、北朝鮮の軍事力が及びにくい太平洋側に限定したことで安保法の既成事実化が狙いだったとわかる。米艦を守るために他国軍と交戦すれば、外形的には集団的自衛権行使と変わりはない。安保法で改定された自衛隊法は、武器使用を決断するのは自衛官と規定する。集団的自衛権行使を命じることができるのは大統領と国防長官の二人だけとさだめている米国と比べ、あまりにも軽く、政治家が軍事を統制するシビリアンコントロールの観点からも問題が多い。米艦を防護しても国会報告は必要とされておらず、速やかに公表するのは「特異な事態が発生した場合」だけである。今回、報道機関の取材で防護が明らかになった後も政府は非公表の姿勢を貫いた。国会が関与できず、情報公開もない。政府が恣意的な判断をしても歯止めは利かないことになる。安保法により、自衛隊は軍隊の活動に踏み込みつつある。憲法9条に自衛隊の存在を明記するべきだと発言した安倍首相の真意は名実ともに軍隊として活用することにあるのではないのか。現在の自衛隊が国民から高く評価されている事実を軽視するべきではない。必要なのは憲法を変えることではなく、安保法を見直し、自衛隊を民主的に統制していくことである。」

○今朝の朝日新聞天声人語は『文科省文書に「総理の意向」』と題する以下の論評であった。「やっかいな主君がいたものである。その殿様は、家来と将棋を指すのだが、決まり事などお構いなし。駒を取られそうになると「それを取ってはならん」とびしやりと命令する。家来は戸惑うが、従う以外にない。落語「将棋の殿様」である▼「金銀が目障りだ。取り片付けい」「その駒は、こっちに寄越せ」。そんな調子で殿様は勝ち続ける。負けた方は罰として鉄扇でたたかれる決まりになっており、家来たちの頭はこぶだらけとなる▼こちらでも無理な課題を何とかこなし、いろんなところにこぶや傷をつけた役人たちがいたのだろうか。学校法人「加計学園」が獣医学部の新設を認められるまでの経緯についての文書が明らかになった▼学園の理事長は、安倍晋三首相とゴルフや食事をともにする友人である。文部科学省が作った文書には、内閣府からの言葉として「官邸の最高レベルが言っている」「総理のご意向だと聞いている」などの記述がある。無理を承知で計画を通した跡がうかがえる▼決められたルールにのっとった政治は「法治」と呼ばれ、近代国家の基本となっている。時代をさかのぼれば、権力者の意向がすべての「人治」があった。今回の件がどこまで法治の名にふさわしいのか、首をかしげたくもなる▼落語では最後に、古参の家来が殿様と対局する。規則の大切さを訴えつつ、真剣に盤に向かう。そんな政治家や役人は今のこの国にいないのだろうか。森友学園だけで終わらない政治と行政の闇である。」

○今朝の福井新聞は『活気戻る、不安、住民の思い交錯 高浜原発、1年3カ月ぶり再稼働』との見出しを掲げ、次のように地元ならではの複雑な思いを伝えている。「以前の活気が戻ってくる」「避難計画には不安」一。司法判断で止まっていた関西電力高浜原発4号機が17日、1年3カ月ぶりに再稼働し、地元福井県高浜町民からは経済が再び好循環することへの期待の声が聞かれた。しかし実際に原発が稼働し続ける状態に入ったことで、万一の事故を恐れる町内外の住民の胸中には、安全管理や避難計画に対する不安感も交錯している。「これで今までの高浜町に戻るだろう」同町商工会長の田中康隆さん(61)は1年3カ月ぶりの再稼働を歓迎した。今後は定期検査などで流入人口と消費が増えることを見込み「恒常的に経済が活性化する。ようやく先が見通せるようになった」と語った。再稼働準備が本格化してから同町内では作業員らが増え始め、既に満室のホテルや旅館もあるという。旅館を営む西出景子さん(68)は「以前の活気が戻ってきたと感じる。商売をする身にとってありがたい」。同じく旅館経営者で若狭高浜観光協会長の大角一馬さん(69)は「原発とは共存共栄。再稼働が活性化につながる」と喜びつつ「絶対に事故がないよう安全に努めてほしい」とくぎを刺した。3人の子どもを持つ三浦洋子さん(46)も「再稼働は地元にとってありがたい。将来の子どもたちのためにも安全第一にしてほしい」と語った。一方



関西電力の高浜原発4号機=17日午前
福井県高浜町(共同通信社へリから)



高浜4号機の再稼働に反対しデモ行進
する反原発団体のメンバーら=17日、
高浜町田ノ浦(福井新聞)

再稼働反対デモに参加した「ふるさとを守る高浜・おおいの会」代表の東山幸弘さん(70)は「福島のような重大事故を起こさないために、再稼働させるべきではない。4号機の水漏れや緊急停止,1,2号機のクレーン倒壊など、住民に対する説明が不十分で納得できない」と指摘した。同町は全域が原発から30キロ圏内(緊急防護措置区域=UPZ)で、そのうち5キロ圏(予防防護措置区域=PAZ)には町役場も含まれる。人口10,570人のうち5キロ圏内に居住する町民は7割以上を占める。原発が見える岸壁で釣りをしていた地元音海区のパート店員大江修一さん(65)は「原発が止まっても電気はまかなえていた。原発がないに越したことはない」と話す一方、「既にあるものは動いても仕方がない」と複雑な胸中を明かした。同区は原発の奥にあり、陸路で避難するには1本の県道を使うしかなく「原発前を通らなあかんなんて、ばかげている。船やヘリで逃げる以前に、地下シェルターでもないと思えない」と話した。同区の自営業森島一さん(55)は1,2号機の運転延長に反対ながらも3,4号機の再稼働は、「ある程度受け入れている」。町が提示するバスでの避難計画には疑問を呈し「国道27号は渋滞が見込まれ現実性がない。地元住民が安心できる避難計画を求める」と語った。同町に隣接する京都府舞鶴市の松尾区も5キロ圏内だ。同区の松尾寺住職松尾象空さん(57)は「電気は必要だし舞鶴でも原発で働く人も多い」と再稼働に一定の理解を示しながら「うそでもいい、国や関電から『100パーセント安全』という言葉聞きたい」とも。「私たちの不安は届いているのだろうか」と語気を強めた。中学まで高浜町で育ち舞鶴市内の専門学校に通う山下優香さん(19)は「原発が動かないと仕事が減り困っている人もいたはず」とほっとした表情。故郷で作られた電気が関西を支えているという自負もあり「安全に作業が進むよう見守りたい」と話した。」 つくづく思うのであるが、国や企業は各々の地方で平和に暮らしている人びとの生活を脅かすようなことがあってはならない。この中には、原発の何たるかを知らない人々にウソをつくことは云うに及ばず、法外な札束の力でもって地域的生活基盤をそっくり変えてしまうことも、大きな罪になるのではないだろうか。

[2017年5月19日(金)]

- 今日も東京新聞社説は『日本の平和主義 憲法主権者ここにあり』と題して、独裁的な安倍政権による国政の危機を訴えようとしている。「憲法を改正するに当たっては、主権者たる私たち自身が、将来に負うべき責任の重さをしっかりと自覚しておくことが、まず肝要ではなかろうか。とりわけ9条には、この条文をよすがに戦後日本の平和主義が70年も、脈々と守り継がれてきた重さがある。それを改めるということは、例えば9条の空文化で、まだ見ぬ将来世代の人々を、戦地へ送ることになるかもしれない。そういう先も見据えての、歴史的な選択の重さである。これほどの重大事だからこそ、改憲の選択を国民に求める手続きも、よほど厳重でなければならぬ。そもそも改憲は、憲法の主権者の責任において国民が主体的に判断することだ。手続きの基点には何世代にもわたる議論の末に、国民の過半が改憲を望むような世論の醸成がなければならない。この本筋に立てば、安倍晋三首相が唱えた9条改憲の道筋がいかにも無理筋か、見えてくる。二つの側面から指摘したい。一つは、立憲主義の本旨に照らして、だ。憲法に縛られる側の権力者が、恐らく縛りを緩める方向で改憲の議論を率いる。しかも自らの政権運営に都合よく議論の期限を切るというのでは、国民主権の本筋に真っ向から逆行する。もう一つは、国民投票への国会発議に関して、憲法上「全国民を代表する」国会議員の本分を、はき違えていることだ。首相には、改憲派議員が発議要件の「3分の2」を超す今のうちに、発議を急がせたいとの思惑があるのだろう。だが国会は無論、一権力者の意向を代表するだけの多数決機関ではない。国民の代表者である議員は、まず改憲を望む世論の広がりを受けてこそ、その民意を代表して発議にも動く。それが本来の手順ではないか。今ある「3分の2」超も、改憲をあえて“争点隠し”にした選挙の結果であって、改憲を望む民意の反映とは到底言い難い。その国会が発議を先行させ、短時間の議論で国民に重い選択を迫ることになれば、国民は責任ある判断を尽くせず、歴史に取り返しのできない禍根を残す危険性も高まる。ここが問題なのである。国会発議に向けては、首相の期限切りにも「縛られることなく」幅広い合意を目指している憲法審査会の議論を、粛々と積み上げるべきだ。開かれた議論がいつか、私たちの責任ある改憲判断の素地にもなればと期待したい。」
- もう一つ、東京新聞社説では『高浜原発再稼働 置き去りにしたままで』と題して、高浜原発再稼働の問題を取り上げている。「二転三転の高浜原発再稼働。国も司法も電力会社も自治体も、その責任を負えないまま、福島の事故究明や避難計画の実効性、何より住民の不安を置き去りにしたままで、原発が次々息を吹き返す。昨年春、大津地裁は滋賀県住民の訴えを入れ、関西電力高浜原発3,4号機の運転を差し止めた。原発を動かすならば、事実上のゼロリスク、すなわち福島の事故原因に基づいた、完璧に近い備えがいるとの判断だった。前年の暮れ、福井地裁は「絶対的安全性は想定できず、危険性が社会通念上無視できる程度まで管理すべきだ」と、真逆の決定を下していた。再稼働のよりどころとなったこの3月の大阪高裁の判断も、これと同様、ゼロリ

スクの追求はできない、しなくてもいいという考えに立つと言えるだろう。「想定外」なら仕方がないということだ。従って高浜原発は、重大事故の危険を残したままで、再び動き始めたということだ。福島事故の原因は、究明されてはいないのだ。ならば、万一の事故の備えはどうかといえば、やはり万全にはほど遠い。日本の原発は、元々往来の不便な海辺に建てられる。国は周辺30キロ圏の自治体に、避難計画の策定を義務付けた。だが、渋滞は、車両の確保は、船は、介助の人員は…。自治体側の悩みは深い。原子力規制委員会は、避難計画にはかかわらない。政府も了承するだけだ。被害の補償はできるのか。民間では世界最大の東京電力にさえ福島の事故の負担は到底負いきれない。関電や政府に十分な補償ができる保証はない。それでも、立地地域以外の住民の声は聞こうとしない。周辺住民にとっては、ないないづくし。運営する電力会社も立地地域も最大のリスクを抱え続けることになる。これで「安心しろ」と言うのは無理だ。この状態が「社会通念上無視できるほどのリスク」だとするならば、この世に危険なものなど存在しない。何か起きればすべて「想定外」で済まされる。安全神話が復活した、というしかないではないか。福島の事故に関して明らかだが、少なくとも一つはある。それは、安全神話こそ、すべてのはじまりだったということだ。」

○朝日新聞社説も『関電の原発 再稼働に展望あるか』と題して、高浜原発再稼働に対して、次のような論評を加えている。「福井県の関西電力高浜原発4号機が再稼働した。関電の原発が動くのは16年3月以来で、3号機も来月上旬に続く予定だ。2基の運転を禁じた大津地裁の仮処分は大阪高裁が取り消した。大飯原発3,4号機も原子力規制委員会の審査が事実上終わっており、関電は今年秋の再稼働を目指している。ただ、事故時の住民の安全確保や使用済み核燃料の処分といった、根本的な問題は何ら解決されていない。なし崩しの再稼働に改めて反対を表明する。高浜原発の30キロ圏には約18万人が暮らす。関係自治体と国は事故の発生に備えた広域避難計画をまとめている。しかし昨夏の避難訓練では、悪天候時にヘリや船が使えず、一部地域が孤立する恐れが浮かんできた。いざとなれば避難者の車が殺到し、渋滞で逃げ遅れるのではとの懸念も根強い。朝日新聞の調べでは、高浜周辺の住民が身を寄せる避難所のうち126カ所が、土砂災害などの警戒・危険区域にあった。福井県には廃炉が決まったものも含めて15基の原子炉が集中する。複数の原発で同時に事故が起きたらどうするのか。対策はほとんど手つかずだ。使用済み核燃料をめぐる難題も方向性が見えない。原発敷地内の貯蔵プールは満杯が迫る。関電は、電力消費地の関西への立地を念頭に、「20年ごろに中間貯蔵施設の場所を決める」と福井県に約束した。しかし関西側の警戒感強く、いっこうにめどは立たない。高浜原発では、プルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を用いたプルサーマル発電が実施される。使用済みになったMOX燃料は青森県六ヶ所村に建設中の再処理工場でも扱えないため、当面はプールに保管し続けるしかない。関電は、運転開始から40年を超す3基を含め、現有する9基の原発を使い続ける姿勢を変えないが、重大な課題の解決を先送りにしたままの再稼働は無責任だ。福島第一原発事故から6年、節電の定着や電力自由化の影響で電力需給は安定してきた。関電は原発が動けば収支が改善し、電気料金も値下げできるとするが、そうした経営面のメリットを除けば、再稼働を急ぐ理由は乏しくなっている。大株主の大阪市と京都市は、今年も「脱原発依存」を求める議案を6月の株主総会に出す。消費地の視線は依然厳しい。原発頼みの経営構造でどこまで展望はあるのか。関電は脱却の道筋を真剣に考えるべきだ。」

○比較のために、今朝の読売新聞社説『高浜原発再稼働 仮処分が招く混乱に終止符を』も以下に転載させて頂きたい。「原発の再稼働は、電力の安定供給に大きく貢献する。その恩恵を消費者に実感してもらうことが大切である。司法判断などで停止を余儀なくされた関西電力高浜原発4号機が再稼働した。近く発電を始め6月中旬にも営業運転に移行する。3号機は7月からの営業運転を目指している。敷地内では1月、大型クレーンが倒れる事故が起きた。原子炉に影響はなかったが、地元の福井県は厳しく批判した。関電は安全確保に万全を期さねばならない。2基が営業運転した後、関電は電気料金を値下げする方針だ。火力発電の燃料費などを月に70億円抑制できるためだという。関電は東日本大震災前まで、発電量に占める原発の比率が約50%と高かった。全原発が停止した震災後は、2度にわたって料金を上げざるを得なかった。現在、関電の電気料金は東京電力や中部電力より割高だ。値下げが実現すれば消費者や企業の負担感は軽減される。結果として原発の重要性が再認識され、他の原発の再稼働へ追い風となろう。関電では、大飯原発3,4号機も、再稼働の前提となる安全審査などの手続きが大詰めだ。西日本では既に、四国電力伊方原発3号機と、九州電力川内原発1,2号機が再稼働した。九電玄海原発3,4号機についても、地元が再稼働を了解している。懸念されるのは司法リスクである。大津地裁は昨年3月、高浜原発の2基に対して、運転差し止めの仮処分を決定した。大阪高裁が今年3月、決定を取り消したため、再稼働にこぎ着けた。同様の仮処分申請は各地で出されている。再び停止命令が出る可能性は捨て切れない。高浜原発に対しても、福井地裁敦賀支部に改めて仮処分が申し立てられた。仮処分は元々、急迫した危険などを避けるために設けられた司法手続きである。迅速に審理を進めることが重要視される。広島地裁は3月、伊方原発3号機の運転差し止めを求めた仮処分申請を退けた。原発に関する司法

判断には「慎重な認定作業が必要」で、仮処分手続きはこれに「なじまない」との理由からだ。原発は、規制当局による厳しい審査に合格して、初めて稼働できる。広島地裁も指摘するように、差し止め請求は、審査データや専門家の見解などを基に、本訴訟で丹念に審理されるべきだろう。拙速な司法判断で、電力供給を混乱させてはならない。」 「立場が違えば論評の内容もこれほど違うのか」という典型例を見せて頂いたとの印象である。それにしても上記の“懸念されるのは司法リスクである”には参ってしまった。要は、司法とは誰のものか、という基本理念の問題なのであるが…。

○季刊誌“通販生活”からは毎回大きな刺激を受けてきたが、右の最新号も期待に違わず素晴らしい内容であった。表紙でアピールしているのは、最近問題になっている『宅配ドライバーの過重労働』について、その原因の一つが通販業界側の過剰サービス競争にあると認識していることの表明であろう。右上の写真は同誌に掲載されていた広河隆一氏の写真で「フレコンバッグの仮置き場が広がる福島県富岡町。福島第一原発事故で県内外に避難している人は2月末で77,000人以上にのぼる」とのキャプションが付けられていた。偶々広河氏が同じ場所を撮影した写真がDAYS JAPAN 2016 2月号に掲載されていたので、比較のため右下に掲載させて頂く。撮影時期は下の写真が2015年

巨大地震はいつ来るかわからない、原発ゼロ今すぐ
通販生活
 2017夏号 180円
 昼12時〜14時までの配達ご希望はお受けしません。
 小社では大手宅配会社の労働条件を定めて、本号から右のように、小社の配達ルールをあらためました。ご注文をかけたままに配達を中止した。開くは、宅配の一部を担当している個人事業の委託ドライバーさんにも大手の労働条件が適用されることを期待します。宅配ドライバーさんにお休みもつくれないほどの過重労働を強いられてしまっている原因は、通販業界側の過剰サービス競争にあると認識します。さてこの先どうしたものか。

通販生活 2017 夏号表紙に掲載された宣言文「小社では昼12時〜14時までの配達ご希望はお受けしません。」



12月22日、上の写真が2017年1月25日とのことで、両者の間には約1年の違いがある。写真を見ると、フレコンバッグは見栄え良く緑色のシートで覆われているが、これらのバッグの耐用年数が3〜5年しかないことを考えると、果たしてそこまでする意味があるのだろうか。以下に引用させて頂くのは通販生活の写真に付された広河隆一氏の文章の一部である。「私は福島第一原発を毎年定期的に空撮している。上空から、汚染土を入れたフレコンバッグの仮置き場が原発周辺一帯を飲みつくしているのがわかる。このバッグの耐用年数は3〜5年しかない。破損したもの、中から雑草が出てきたものも多い。この仮置き場のすぐ隣に住民を帰還させる動きが進められている。2020年の東京オリンピックまでに福島が完全に安全になったと海外に宣伝するためには、避難民をゼロに近づける必要があるので、国や自治体は必死なのだ。(以下略)」

[2017年5月21日(日)]

○本日の東京新聞には、総合面に『「共謀罪」に懸念 首相あて国連特別報告者の書簡』との見出しで、国連特別報告者ケナタッチ氏が安倍首相に宛てた書簡の日本語訳が掲載されていた。全文を転載させて頂くのは大変なので、ここでは昨日の東京新聞朝刊に掲載された『「恣意的運用」国際視点から警告 国連報告者、首相に書簡「共謀罪」採決強行』とのタイトルの報道記事を以下に転載させて頂く。「プライバシーの権利に関する国連特別報告者ケナタッチ氏が、「共謀罪」法案に対し、プライバシーや表現の自由を制約する恐れがあると強い懸念を示す書簡を安倍晋三首相あてに送付した。法案の「計画」や「準備行為」の文言が抽象的で恣意的に適用されかねないなどと警告しており、国際的な視点から問題点を明示された形だ。書簡は18日付で法案で対象となる犯罪が幅広くテロリズムや組織犯罪と無関係のものを含んでいると指摘。どんな行為が処罰対象となるか不明確で、刑罰法規の明確性の原則に照らして問題があるとした。さらに書簡は、プライバシー保護の適切な仕組みが欠けているとして、懸念事項を列挙。「国家安全保障のために行われる監視活動を事前に許可するための独立機関の設置が想定されていない」と問題視した。政府は、犯罪の計画だけで強制捜査はできないが、令状がいらぬ任意捜査は必要性などがあれば認められる、としている。これに対し、書簡は「法案では令状主義の強化が予定されていない」と批判する。その半面「警察がGPS(衛星利用測位システム)や電子機器を使った捜査で裁判所に令状請求する際、司法の監督の質が憂慮される」とも記述。政府側が歯止めとして強調する裁判所のチェック機能にも疑問を呈した。ケナタッチ氏は情報技術(IT)に関する法律の専門家で、マルタ共和国出身。国連の人権理事会が2015年7月、プライバシー権に関する特別報告者に任命

した。(署名記事) 今回の『共謀罪』は、内容にしても国会における審議のされ方にしても、国際的な基準から大きく逸脱していることが明らかになった。世界に誇れる“平和憲法”を持ちながら、全権は我にありと錯覚した一首相のために、今わが国への国際的信頼は失墜しようとしている。恥ずかしい限りである。

○上の記事とも関連して、今朝の東京新聞本音のコラムでは、山口二郎氏の『国家の私物化』が我々の気持ちを代弁してくれている。「憲法は法の下での平等を規定し、権力者は法に従い公平に仕事をしなければならない」のであるが、この権力者とは国民の代表者であることを、安倍首相は失念しておられるようである。

○本日の琉球新報(金口木舌)に、『省庁での「付度」の意味』と題する面白いコラムが掲載されていたので、以下に転載させて頂きたい。「「驚き桃の木20世紀でございます」ー。「PPAP」で世界的な人気をさらったピコ太郎さんが昨年、日本外国特派員協会の会見で発した言葉だ。英語への通訳にかなり困ったという。

「驚き桃の木ー」は別格だが、英訳しづらい日本語は多々ある。「お疲れさま」などもその一つだろう▼森友学園問題でキーワードになった「付度」も英訳が難しい。3月下旬に森友学園の前理事長が同じ日本外国特派員協会で会見した際、通訳は「read between the lines(行間を読む)」といったんは訳した▼その後通訳と弁護士が相談し「英語で言い換える言葉はない」として「sontaku(付度)」とした(4月5日付朝日新聞)。「過労死」同様、「付度」も世界共通語になるのだろうか▼改めて「官僚による究極の付度」疑惑が浮上している。加計学園の獣医学部新設問題である。森友学園との共通点は「不自然な認可過程」と「昭恵夫人の名誉職就任」だ▼本来他人の気持ちを推量する良い意味で使う「付度」が、省庁では「権力者の意向に過剰反応し実現する」との意味に変容していないか。付度を常態化させる政権は、弊害しかもたらさない▼今年の流行語大賞にピコ太郎さんの「PPAP」が選ばれたが、今年「付度」が候補に浮上している。流行語になること自体、残念な日本の政治と言えよう。」

[2017年5月23日(火)]

○今朝の東京新聞国際面には『「共謀罪」書簡の国連特別報告者 日本政府の抗議に反論』と題する次の記事が掲載されていた。「[ロンドン=署名記事]安倍晋三首相宛ての公開書簡で、「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案に懸念を表明した国連のプライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏は22日、菅義偉官房長官が同日の記者会見で抗議したと明らかにした日本政府の対応を「中身のないただの怒り」と批判し、プライバシーが侵害される恐れに配慮した措置を整える必要性をあらためて強調した。電子メールで本紙の取材に答えた。ケナタッチ氏によると、「強い抗議」は19日午後、国連人権高等弁務官事務所を訪れた在ジュネーブ日本政府代表部の職員が申し入れ、その後、約1ページ余りの文書を受け取った。しかし、内容は本質的な反論になっておらず「プライバシーや他の欠陥など、私が多々挙げた懸念の一つも言及がなかった」と指摘した。抗議文で日本側が、国際組織犯罪防止条約の締結に法案が必要だと述べた点について、ケナタッチ氏は

「プライバシーを守る適当な措置を取らないまま、法案を通過させる説明にはならない」と強く批判。法学者であるケナタッチ氏自身、日本のプライバシー権の性質や歴史について30年にわたって研究を続けてきたとし、「日本政府はいったん立ち止まって熟考し、必要な保護措置を導入することで、世界に名だたる民主主義国家として行動する時だ」と訴えた。ケナタッチ氏は日本政府に、引き続き法案の公式な英訳文とともに説明を求めている。菅官房長官は22日、ケナタッチ氏の書簡に「不適切だ」と反論していた。」
 「菅官房長官の報道官としての発言にはいつも歯痒い思いをさせられるのであるが、今回の問題についても「「共謀罪」が恣意的に適用されかねない」とのケナタッチ氏の指摘に対して「「恣意的運用」は全く当たらない」と述べている。この「…は全く当たらない」と言うのが同氏の常套句で(これは安倍首相も同じであるが)、何故全く当たらないのか、その理由ないしは根拠をきちんと説明してもらった例がない。森友学園問題然り、加計学園問題然り、憲法法案然り、そして共謀罪法案然りである。これでは報道官としての適性を疑われても

「共謀罪」法案への
国連特別報告者の指摘と
日本政府の反論

ケナタッチ 国連特別報告者	日本政府
<ul style="list-style-type: none"> 「計画」「準備行為」の文言が抽象的で恣意的に適用されかねない 対象犯罪が幅広く、テロリズムや組織犯罪と無関係のものを含む 令状主義の強化など、プライバシー保護の適切な仕組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> 条約締結に必要な国内法整備。「恣意的運用」は全く当たらない 特別報告者は個人の資格で、国連の立場を反映していない 政府が直接説明する機会もなく、公開書簡の形で一方的に発出 (菅官房長官の記者会見より)

仕方ないのではなからうか。「政府が直接説明する機会もなく、公開書簡の形で一方的に発出」と云うのもおかしな話で、公開の場での論争を挑まれているのであるから、公開の場で理路整然と応戦すれば良いだけの話であろう。「それは全く当たらない」の一点張りでは論争になる訳がないではないか。

[2017年5月24日(水)]

○毎度代わり映えしないけれども「共謀罪」の問題は無視することができないので、『「共謀罪」衆院通過 戦前の悪法を思わせる』と題する今朝の東京新聞社説を備忘録に留めさせて頂きたい。「共謀罪」法案が衆院を通過した。安倍晋三政権で繰り返される数の力による横暴だ。戦前の治安維持法のような悪法にならないか心配だ。警察「自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか」電力会社子会社「以前、ゴルフ場建設時にも反対派として活動された」警察「自然破壊につながることに敏感に反対する人物もいるが、ご存じか。東大を中退しており、頭もいい。しゃべりも上手であるから、やっかいになる」◆監視は通常業務です 岐阜県大垣市での風力発電事業計画をめぐる、岐阜県警が反対派住民を監視し、収集した情報を電力会社子会社に提供していた。2014年に発覚した。「やっかい」と警察に名指しされた人は、地元で護憲や原発を訴えてもいる。ただ、ゴルフ場の反対運動は30年も前のことだった。つまりは市民運動というだけで警察は、なぜだか監視対象にしていたわけだ。この問題は国会でも取り上げられたが、警察庁警備局長はこう述べた。「公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環」。いつもやっている業務というのだ。公安調査庁の1996年度の内部文書が明らかになったこともある。どんな団体を調査し、実態把握していたか。原発政策に批判的な団体。大気汚染やリゾート開発、ごみ問題などの課題に取り組む環境団体。女性の地位向上や消費税引き上げ反対運動などの団体も含まれていた。日本消費者連盟。いじめ・不登校問題の団体。市民オンブズマン、死刑廃止や人権擁護の団体。言論・出版の自由を求めるマスコミ系団体だ。具体的には日本ペンクラブや日本ジャーナリスト会議が対象として列挙してあった。◆監視国家がやって来る 警察や公安調査庁は常態的にこんな調査を行っているのだから、表に出たのは氷山の一角にすぎないのだろう。「共謀罪」の審議の中で繰り返し、政府は「一般人は対象にならない」と述べていた。それなのに、現実にはさまざまな市民団体に対しては、既に警察などの調査対象になり、実態把握されている。監視同然ではないか。なぜ環境団体や人権団体などのメンバーが監視対象にならねばならないのか。「共謀罪」は組織的犯罪集団が対象になるというが、むしろ今までの捜査当局の監視活動にお墨付きを与える結果となる。国連の特別報告者から共謀罪法案に「プライバシーや表現の自由の制限につながる。恣意的運用の恐れがある」と首相に書簡が送られた。共謀罪は犯罪の実行前に捕まえるから、当然、冤罪が起きる。政府はこれらの問題を軽く考えてはいないか。恐るべき人権侵害を引き起こしかねない。1925年にできた治安維持法は国体の変革、私有財産制を否認する目的の結社を防ぐための法律だった。つまり共産党弾圧のためにつくられた。当初はだれも自分には関係のない法律だと思っていたらしい。ところが法改正され、共産党の活動を支えるあらゆる行為を罰することができるようになった。そして反戦思想、反政府思想、宗教団体まで幅広く拘束していった。しかも、起訴されるのは少数派。拷問などが横行し、思想弾圧そのものが自己目的化していったのだ。共謀罪も今は自分には関係がないと思う人がほとんどだろう。だが、今後、法改正など事態が変わることはありうる。一般人、一般の団体なども対象にならないと誰が保証できようか。国会審議でも団体の性質が一変すれば一般人も対象になるとしている。何せ既に警察は一般団体を日常的に調査対象にしているのだ。少なくとも「内心の自由」に官憲が手を突っ込んだ点は共謀罪も治安維持法も同じであろう。捜査手法も大きく変わる。共謀となる話し合いの場をまずつかむ。現金を下ろすなど準備行為の場もつかむ。そんな場面をつかむには、捜査当局は徹底的に監視を強めるに違いない。政府は「テロ対策」と言い続けたが、それは口実であって、内実は国内の監視の根拠を与えたに等しい。◆「デモはテロ」なのか 何よりも心配するのは、反政府活動などが捜査当局の標的になることだ。「絶叫デモはテロ行為と変わらない」とブログで書いた自民党の大物議員がいた。そのような考え方に基づけば、反政府の立場で発言する団体はテロ組織同然だということになる。共謀罪の対象にもなる。そんな運用がなされれば、思想の自由・表現の自由は息の根を止められる。」☎ 自民・公明・維新の国会議員の全てが、本当にかつての治安維持法のような制度を望んでいるのだろうか。「それは間違っている」と言う人が、なぜ一人も現れないのだろうか。

[2017年5月25日(木)]

○「共謀罪」と並んで「加計学園」問題も無視できない。今朝の朝日新聞から『前文科次官「文書示された」加計学園「総理の意向」巡り証言』との見出しの記事を転載させて頂きたい。「安倍晋三首相の友人が理事長を務める学校法人「加計学園」が国家戦略特区に獣医学部を新設する計画について、今年1月まで文部科学

事務次官だった前川喜平氏(62)が23日、東京都内で朝日新聞の取材に応じた。内閣府から文科省に「総理のご意向」などと伝えられたと記された文書について、前川氏は自らが担当課から説明を受けた際に示されたと証言。獣医学部の新設については、加計学園を前提に検討が進んだとして、「行政がゆがめられた」と語った。前川氏が証言した文書は民進党が国会で示し、文科省に調査を求めたA4判の8枚。この中には、文科省が最短のスケジュールで獣医学部新設を実現するよう、内閣府から「官邸の最高レベルが言っている」「総理のご意向だと聞いている」などと言われたと記された部分がある。朝日新聞も同じ文書を入手している。前川氏はこの文書について「獣医学部の新設について、自分が昨年秋に担当の専門教育課から説明を受けた際、示された」と証言した。同氏によると、昨年9月9日～10月31日に計6回、専門教育課の課長や課長補佐らと事務次官室で獣医学部の新設について打ち合わせをした。9月28日の打ち合わせでは、「『獣医学部新設に係る内閣府からの伝達事項』との文書を示されたと記憶している」という。また「総理のご意向」「官邸の最高レベル」などの文言について「誰だって気にする。(文科省側が)圧力を感じなかったといえ、うそになる」と述べた。獣医学部の新設予定地の愛媛県今治市や同県は加計学園とともに、小泉政権が始めた「構造改革特区」での獣医学部新設を15回提案したが、文科省がすべて却下。安倍政権が設けた国家戦略特区で、2015年に県と市が獣医学部新設を提案した。獣医学部新設を認める際は、獣医師の需要見通しなどを検討することが前提となる。しかし今回は、需給をつかさどる農林水産省や公衆衛生を担当する厚生労働省から、獣医師が足りないとの需給見通しや、新分野での必要な人材ニーズなどが示されない中で、内閣府から新設を認めるよう求められていたとして「内閣府の言い分は『トップダウンで決めるから文科省は心配するな』ということだと受け止めた」と振り返った。さらに「踏むべきステップを踏めず、筋を通せなかった。『こんなことは認められない』と私が内閣府に対して強く主張して筋を通すべきだった。反省している」と語った。一方、8枚の文書について、菅義偉官房長官は17日の記者会見で「怪文書みたいな文書じゃないか」と述べ、松野博一文科相も19日、「該当する文書の存在は確認できなかった」とする調査結果を発表した。前川氏は「あるものが、ないことにされてはならないと思った」と語った。朝日新聞は24日、文科省に対し、文書について(1)専門教育課が当時の事務次官への説明で示したのか(2)同課で作成したのか——などについて書面で質問したが、同省は「行政内部のことで、回答すべきものではないので、お答えできません」と書面で答えた。前川氏は事務次官だった今年1月、文科省の違法な「天下り」問題に自ら関与していたとして減給処分を受け、引責辞任した。

◆キーワード〈加計学園の獣医学部新設計画〉地域限定で規制緩和を認める「国家戦略特区」の事業として学校法人「加計学園」が運営する岡山理科大学の獣医学部を愛媛県今治市につくることが、今年1月に認められた。予定通り来年4月に開学すれば、52年ぶりの獣医学部の新設になる。今治市は16.8ヘクタールの土地を無償譲渡したほか、愛媛県と今治市で96億円を補助する予定。獣医師養成向けの入学定員は160人で現在、文部科学省が設置を認可するか審査中。学園理事長の加計孝太郎氏が安倍晋三首相の長年の友人で、異例のスピードで特区での新設が認められたことなどから、野党が「特別な便宜が図られたのではないかと追及している。」

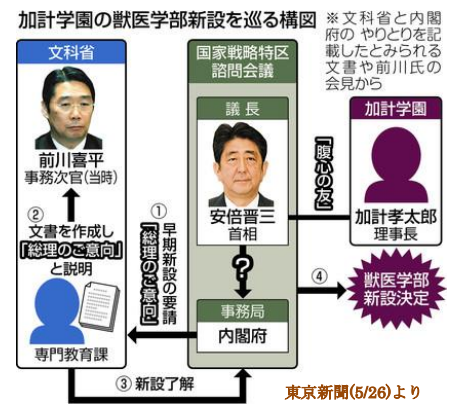
[2017年5月26日(金)]

○さらに朝日新聞の追及は続く。今朝の朝日新聞は『前次官の証言 国会の場で解明せよ』と題する社説に、以下の論説を掲げている。「これでもなお否定し続けるのか。政権の姿勢は政治不信を深める以外の何物でもない。安倍首相の友人が理事長を務める加計学園の獣医学部新設をめぐる、文部科学省の前事務次官・前川喜平氏が朝日新聞の取材に「総理のご意向」などの記載がある一連の文書は本物だと証言した。きのうの記者会見でも同じ説明をした。ところが菅官房長官は怪文書扱いを変えず、さらには、今年発覚した文科省の天下り問題を持ちだし、前川氏に対する激しい人格攻撃を始めた。問題をすり替えてはいけぬ。事務方トップだった人物が「行政をゆがめられた」「圧力を感じなかったと言えうそになる」と発言している。国家戦略特区という政権の目玉政策に重大な疑義が生じているのだ。あの文書は何なのか。「ご意向」「官邸の最高レベルが言っている」とはどういうことか。解明するのは、政府の、そして国会の責務である。にもかかわらず、野党が求めた前川氏の国会招致を自民党は拒否した。行政府をチェックするという、立法府に課せられた使命を放棄したふるまいだ。文書の信頼性を裏づけるのは前川氏の話だけではない。元自民党衆院議員で日本獣医師会顧問の北村直人氏も、自身の発言として記録されている内容について「事実」と述べている。政府はこれにどう答えるのか。菅官房長官は国家戦略特区を「規制の岩盤にドリルで風穴を開ける制度」だという。その意義はたしかにある。だが獣医学部設置をめぐるのは疑問点がいくつか浮上している。全国の獣医学系大学の入学定員は40年間、930人に据え置かれてきた。それを160人増やす構想にもかかわらず、獣医師がどの程度不足しているのか、どんな人材が必要なのか、十分なデータも説明も示されないまま認可を求められ

た。前川氏はそう話している。応募できる要件を「広域的に獣医師の養成大学がない地域に限る」としたことについても、内閣府には多くの疑問の声が寄せられていた。結果として、応募を検討していた他の大学は撤退を余儀なくされた。そのときそのときの政権や政策への賛否はある。高度の政治判断が求められる場合ももちろんあるだろう。しかしそれが人びとに受け入れられるのは、公正・公平な行政のルールが貫徹されていてこそだ。このままほおかむりを続けることは許されない。国政に対する信頼の根幹がゆらいでいる。」

○もう一つ、東京新聞筆洗でもつぎのような指摘が行われている。「高度経済成長を支えた官僚らの姿を活写した城山三郎さんの小説『官僚たちの夏』の主人公・風越信吾は、巧みに天下り先まで見つけて人心を握り、「ミスター通産省」と呼ばれた男だ▼「おれたちは、国家に雇われている。大臣に雇われているわけじゃないんだ」と公言し、官邸の意向に歯向かい左遷されたこともある▼国会運営に行き詰まり解散総選挙に打って出ようとした首相に、紙の供給を担当する課長として「総選挙をやられるとしても、そのため必要な紙の割当は一切いたしません」と直言した。総選挙には膨大な紙が必要だが、一内閣の延命のために学用品などに回す紙を犠牲にしてはスジが通らぬと信念を貫いたからだ▼文部科学省前次官の前川喜平氏も、今は禁じ手の天下り問題で処分されたくらい部下の面倒見がよく、「ミスター文科省」と評されたという。ただ、小説の主人公とは違い、役人としてのスジを通せなかったと悔いておられる▼安倍首相の友人が理事長を務める学校法人の獣医学部新設をめぐる、「総理のご意向」に沿う形で、「行政が歪められた」と衝撃の告白をしたのだ▼自身の力不足のために「まっとうな行政に戻すことができなかった」とも言っている。ぜひ、国会で真相を語っていただきたいが、自民党は国会への参考人招致を拒んでいるという。それが「まっとうな政治」なのか。」

菅官房長官は国家戦略特区を「規制の岩盤にドリルで風穴を開ける制度」だというのが、今最も強固な岩盤規制が敷かれているのは、国民やマスコミに理不尽な対応を続ける“安倍政権そのもの”なのではないか。ドリルで早急に風穴を開けなければならないのは、こちらの方であろう。



2017年5月26日

文責：瀬尾和大